特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
33	後期高齢者医療に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

大分市長

公表日

令和7年5月30日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、被保険者の資格管理、被保険者への保険給付管理、保険料賦課管理、収納・滞納管理に関する被保険者の登録、申請及び届出の受付、納付書、督促状、催告書の発行等の事務を行っている。 高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1.資格管理業務 ◎被保険者証の引渡し及び各種申請書等の受付 ・被保険者証の引渡しや住民から個人番号が記入された被保険者の資格に関する届出を受け付け、申請書等を広域連合へ送付する。 ◎住民基本台帳情報等の提供、被保険者資格の異動 ・広域連合に被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報等を送付し、被保険者情報の提供を受ける。 2.賦課・収納業務 ◎保険料賦課情報管理 ・広域連合に保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を送付する。 ・広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料の期割情報の作成を行う。また、被保険者に対し賦課決定通知書兼納入通知書を送付する。 ・特別徴収対象候補者情報を基に特別徴収情報を管理する。特別徴収の場合は、年金保険者に徴収依頼を実施する。また、特別徴収の開始・中止の情報を送信及び結果通知の受信も行う。 ◎保険料収納・滞納管理 ・保険料の収納を行う。また、保険料収納情報をもとに過納となった場合、被保険者に対し還付通知を送付し保険料を還付する。 ・収納情報・滞納情報を広域連合へ通知し、徴収した保険料を広域連合へ納入する。 ・保険料の滞納管理を行う。滞納に対して督促状や催告書を発行する。 3. 給付業務 ・　医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し及び返還の受付書の引渡し及び返還の受付。
③システムの名称	①後期高齢者医療事務支援システム ②大分県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー ⑤滞納整理システム ⑥個人市民税システム ⑦既存住民基本台帳システム

2. 特定個人情報ファイル名
資格ファイル　賦課ファイル　収納滞納ファイル　給付ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号利用法第9条第1項　別表の85の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 情報提供 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項 2. 情報照会 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の117の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分市　市民部　国保年金課 企画部　デジタル戦略局　情報政策課
②所属長の役職名	国保年金課長 情報政策課長

6. 他の評価実施機関
-

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分市　総務部　総務課　情報公開室 〒870-8504　大分県大分市荷揚町2番31号

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分市　市民部　国保年金課 〒870-8504　大分県大分市荷揚町2番31号 電話　097-534-6111(代表)

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	＜人手が介在する局面ごとのリスク対策＞ USBメモリにより個人情報データを受け渡す際は、事前に暗号化、パスワードによる保護を行い、ケースに入れ施錠したうえで行っている。 個人情報データを含むUSBメモリは使用後すぐにデータを消去し、施錠し保管している。 郵送する書類にはマイナンバーを記載しない、また、ダブルチェックを行い不要な個人情報を送らないことで人為的ミスを防いでいる。 特定個人情報を含む書類は機密文書として施錠・保管し、早期に廃棄している。保存の必要なものは書棚等に施錠し保管している。

9. 監査			
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検	［ ○ ］ 内部監査	［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［ ○ ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長　朝見　睦夫 情報政策課長　佐藤　善信	国保年金課長　池永　浩二 情報政策課長　林　浩一	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	国保年金課長　池永　浩二 情報政策課長　林　浩一	国保年金課長 情報政策課長	事前	
平成31年4月1日	Ⅱ. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事前	
平成31年4月1日	Ⅱ. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事前	
平成31年4月1日	Ⅳ　リスク対策　を追加			事前	
令和3年1月1日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	3.給付業務 ・住民からの高額療養費支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において療養費支給の認定処理を行い、広域連合から当該住民に対して支給決定通知書等を交付する。	3. 給付業務 ・ 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し及び返還の受付書の引渡し及び返還の受付。	事前	
令和3年1月1日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①後期高齢者医療システム ②大分県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー	①後期高齢者医療システム ②大分県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー ⑤滞納整理システム ⑥個人市民税システム ⑦既存住民基本台帳システム	事前	
令和3年1月1日	Ⅰ　関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	後期高齢者医療情報ファイル	資格ファイル 賦課ファイル 収納滞納ファイル 給付ファイル	事前	
令和3年1月1日	Ⅱ. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日　時点	令和1年10月1日　時点	事前	
令和3年1月1日	Ⅱ. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日　時点	令和1年10月1日　時点	事前	
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供 (1)　番号法第19条第7号　別表第二の80、83の項 (2)　番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第43条 ※番号法別表第二　83の項に係る主務省令は未制定。 2. 情報照会 (1)　番号法第19条第7号　別表第二の82の項 ※番号法別表第二　82の項に係る主務省令は未制定。	1. 情報提供 (1)　番号法第19条第8号　別表第二の80、83の項 (2)　番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第43条 ※番号法別表第二　83の項に係る主務省令は未制定。 2. 情報照会 (1)　番号法第19条第8号　別表第二の82の項 ※番号法別表第二　82の項に係る主務省令は未制定。	事前	事前通知事項

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月8日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供 (1)　番号法第19条第7号　別表第二の80、83の項 (2)　番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第43条 ※番号法別表第二　83の項に係る主務省令は未制定。 2. 情報照会 (1)　番号法第19条第7号　別表第二の82の項 ※番号法別表第二　82の項に係る主務省令は未制定。	1. 情報提供 (1)　番号法第19条第7号　別表第二の80、83の項 (2)　番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第43条 ※番号法別表第二　83の項に係る主務省令は未制定。 2. 情報照会 (1)　番号法第19条第7号　別表第二の82の項	事前	事前通知事項
令和4年7月4日	Ⅱ. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年10月1日　時点	令和4年6月1日　時点	事前	
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)に基づき、被保険者の資格管理、被保険者への保険給付管理、保険料賦課管理、収納・滞納管理に関する被保険者の登録、申請及び届出の受付、納付書、督促状、催告書の発行等の事務を行っている。 高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1.資格管理業務 ◎被保険者証の引渡し及び各種申請書等の受付 ・被保険者証の引渡しや住民から個人番号が記入された被保険者の資格に関する届出を受け付け、申請書等を広域連合へ送付する。 ◎住民基本台帳情報等の提供、被保険者資格の異動 ・広域連合に被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報等を送付し、被保険者情報の提供を受ける。	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、被保険者の資格管理、被保険者への保険給付管理、保険料賦課管理、収納・滞納管理に関する被保険者の登録、申請及び届出の受付、納付書、督促状、催告書の発行等の事務を行っている。 高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1.資格管理業務 ◎被保険者証の引渡し及び各種申請書等の受付 ・被保険者証の引渡しや住民から個人番号が記入された被保険者の資格に関する届出を受け付け、申請書等を広域連合へ送付する。 ◎住民基本台帳情報等の提供、被保険者資格の異動 ・広域連合に被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報等を送付し、被保険者情報の提供を受ける。	事後	
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	2.賦課・収納業務 ◎保険料賦課情報管理 ・広域連合に保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を送付する。 ・広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料の期割情報の作成を行う。また、被保険者に対し賦課決定通知書兼納入通知書を送付する。 ・特別徴収対象候補者情報を基に特別徴収情報を管理する。特別徴収の場合は、年金保険者に徴収依頼を実施する。また、特別徴収の開始・中止の情報を送信及び結果通知の受信も行う。 ◎保険料収納・滞納管理 ・保険料の収納を行う。また、保険料収納情報をもとに過納となった場合、被保険者に対し還付通知を送付し保険料を還付する。 ・収納情報・滞納情報を広域連合へ通知し、徴収した保険料を広域連合へ納入する。 ・保険料の滞納管理を行う。滞納に対して督促状や催告書を発行する。 3. 給付業務 ・　医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し及び返還の受付書の引渡し及び返還の受付。	2.賦課・収納業務 ◎保険料賦課情報管理 ・広域連合に保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を送付する。 ・広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料の期割情報の作成を行う。また、被保険者に対し賦課決定通知書兼納入通知書を送付する。 ・特別徴収対象候補者情報を基に特別徴収情報を管理する。特別徴収の場合は、年金保険者に徴収依頼を実施する。また、特別徴収の開始・中止の情報を送信及び結果通知の受信も行う。 ◎保険料収納・滞納管理 ・保険料の収納を行う。また、保険料収納情報をもとに過納となった場合、被保険者に対し還付通知を送付し保険料を還付する。 ・収納情報・滞納情報を広域連合へ通知し、徴収した保険料を広域連合へ納入する。 ・保険料の滞納管理を行う。滞納に対して督促状や催告書を発行する。 3. 給付業務 ・　医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し及び返還の受付書の引渡し及び返還の受付。	事後	
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①後期高齢者医療システム ②大分県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー ⑤滞納整理システム ⑥個人市民税システム ⑦既存住民基本台帳システム	①後期高齢者医療事務支援システム ②大分県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー ⑤滞納整理システム ⑥個人市民税システム ⑦既存住民基本台帳システム	事後	
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報 3. 法令上の根拠	○番号利用法第9条第1項　別表第一の59の項 ○番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第46条	○番号利用法第9条第1項の別表85の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供 (1) 番号利用法第19条第8号 別表第二の80、83の項 (2) 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第43条 ※番号利用法別表第二 83の項に係る主務省令は未制定。 2. 情報照会 (1) 番号利用法第19条第8号 別表第二の82の項	1. 情報提供 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項 2. 情報照会 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の117の項	事後	
令和7年5月30日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	大分市 市民部 国保年金課 企画部 情報政策課	大分市 市民部 国保年金課 企画部 デジタル戦略局 情報政策課	事後	
令和7年5月30日	Ⅱしきい値 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	
令和7年5月30日	Ⅱしきい値 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	